

民間活力導入指針

～多元的な公共サービスの提供を目指して～

平成18年度～平成22年度

平成18年3月

習志野市

はじめに

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方自治体の役割は、国、県の指揮監督のもとに確実に事務処理を行っていくことから、自らの責任と判断で地域・住民のニーズに主体的に対応していくことに転換してきました。

このように分権型社会への動きが加速して行く中で、急激な社会経済情勢の変化に対応し、個性と活力に満ちた社会を形成していくためには、住民に身近な行政主体である地方自治体を中心となり、住民の負担と選択に基づいた地域にふさわしい総合的な行政サービスを提供できる地方分権型システムに転換して行く必要があります。

また、住民サイドにおいては、行財政運営システムが集権型から分権型に転換して行く中で、市民活動やNPO活動の活発化など、公共的なサービスの提供に対して住民自らが担う役割が拡大して行くという認識が広がりつつあります。

さらに、経済成長による物質的な豊かさよりも、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が広まり、自らが暮らす地域のために活動することに生きがいを見出す住民も増加しています。

一方、戦後の社会経済情勢の変遷の中で、かつては「個」の問題であった子育てや介護問題などが行政の役割に組み込まれて行くなど、住民同士の絆を背景とした「相互扶助型」の社会が、絆社会の崩壊が進む中で「行政依存型」の社会へと大きく転換し、「公共サービスの行政サービス化」が進み、「公共」の守備範囲が拡大し続けています。

経済が成長を続け、拡大し続ける市民ニーズに対応する事業費の増加を税収の伸びで吸収できていた時代には、これらのニーズに対応が可能でしたが、経済状況が大きく転換し、税収の増加が見込めない現在においては、これらの多様化、高度化し続ける住民ニーズに、行政が対応し続けることは困難となっています。

このような状況の中で、公共的なサービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた、市民団体、NPO、民間事業者などの多様な主体の活動が見られるようになってきており、今後は、このような新たな地域の絆の形成を基本とした「協働連携型」の地域運営・公共経営への転換が求められています。

そして、今まさに、このような多元的な主体により担われる「公共」、いわば「新しい公共空間^{※1}」の構築と充実が重要課題となっていると考えます。

この「民間活力導入指針」は、前述のような現状認識のもとに、本市が、今後とも持続可能な行財政運営を行っていくために必要な、市民サービスの提供の手法、方法のひとつとして、これまで行政機関が担ってきた公共サービス（いわゆる行政サービス）の見直しにより、市民団体、NPOや民間事業者と適切な役割分担を行い、民間の活力を有効的、効果的に活用していく際の基本的な考え方、手順を示す指針であります。

※1 「新しい公共空間」については、本文10ページを参照

目 次

1.	現状と課題	1
2.	民間活力導入の基本的な考え方	2
	民間活力導入の視点	2
3.	事務事業の総点検の実施と導入手順	3
4.	民間活力導入の推進にあたっての留意点	4
5.	民間活力導入の方法	6
	業務委託	6
	指定管理者制度	8
	民 営 化	8
	P F I	9
6.	民間活力導入工程表	10
	新しい公共空間のイメージ図	10

民間活力導入指針工程表

参考資料 公の施設の状況

1. 現状と課題

本市は、これまで行政改革を推進していく中で、清掃、警備、保守点検業務、あるいは公共施設の維持（又は保守）管理業務の一部や、ごみ収集運搬業務、学校給食調理業務などの運営管理業務について、従前からそれぞれの専門業者に民間委託を実施するなど民間活力を活用しながら、効率的、効果的な行政運営に努めてきました。

しかし、長期に渡る景気低迷の影響や様々な要因による市税収入の落ち込みなどにより、本市の財政状況は、依然として非常に厳しい状況にあります。

このような状況のもとでも、多様化、高度化する市民ニーズへの対応、少子高齢社会の到来や環境問題、安全・安心への要求の高まりなど、社会状況の変化に適切に対応して行くことが必要であり、そのためには、行政サービスを提供する方法を更に効率化し、行政需要に適切に対応できる財政基盤を確立することが必要です。

国においては、「小さくて効率的な政府」の実現、更には、民間主導による持続的、安定的な経済成長の実現を目指し、「国から地方へ」「官から民へ」の基本的な考え方のもとに、規制緩和、構造改革が進められています。

最近では、PFI法やNPO法などに見られるように、公共サービスを提供する主体が多様化していく動きがあり、これまで行政がサービスの提供者として独占してきた分野にも、民間企業やNPOなど様々な主体が参加できるように環境が整備されてきています。更に、平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営が民間企業でも代行可能になる指定管理者制度の創設など、公共サービスを提供する主体の選択肢は、これまで以上に拡大してきています。

また、民間においても様々なサービス産業が発展し、これまで行政のみが直接担ってきた行政サービスの提供についても、民間に委ねることが可能な環境が整ってきました。

このように、「官から民へ」公共サービスの提供主体を移していこうとする動きが加速しつつある中で、様々な行政課題に適切に対応していくためには、今後、益々、縮小し、限られてくる人・金・物の行政資源（職員、財源、事業など）を重要な施策に集中配分していく必要があります。

こうしたことから、本市では、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、行政がこれまで行ってきた事務事業を総点検したうえで、行政と民間の役割を改めて見直し、民間活力を活かした行政運営を進めて行くこととします。

併せて、公共サービスの提供主体の受け皿となるNPO、ボランティア団体などの市民活動団体の育成・支援、民間事業者との連携を進める方策を研究していきます。

【公共サービスと行政サービス】

公共サービス ⇒ 生活するうえで必ず必要であるが、個人では解決・調達することが困難なサービス
行政サービス ⇒ 公共サービスのうち行政機関が担っているサービス

2. 民間活力導入の基本的な考え方

本市が実施している事務事業や施設の管理運営について、「新しい公共空間」*¹の考え方を基本に、効率性（コスト縮減）、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえつつ、市民サービスの向上を目指して、民間活力の導入を積極的かつ計画的に推進していくこととします。

その際、行政自らが事務事業を行うよりも、専門的な技術や知識を持つ民間の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる場合や、より地域に密着したNPO、ボランティア団体などの市民活動団体が実施することにより協働や住民参加などの施策目的が達成され、市民サービスが向上する場合には、積極的にこれらの民間活力を活用した行政運営を推進していくこととします。

また、民間活力の導入の推進にあたっては、国の規制緩和や制度改正の動向等を踏まえ、中長期的な視点にたった検討を行い、行政と民間の役割を見直しつつ、市民の意見を尊重しながら、民間活力の導入準備が整ったものから順次取り組んでいきます。

特に、今後の行政運営にあたっては、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、職種別の職員の退職、新規採用の状況など別に定める定員適正化計画との整合性を図りつつ、「小さくて効率的な地方政府」の実現のために、行政が担うべき業務の守備範囲を重点化し、計画的な民間活力の導入を推進していくこととします。

更に、各年度の取り組みを確実にするために、行政改革推進委員会、行政改革懇話会への定期的な報告や取り組み内容の公表を行う仕組みを取り入れるとともに、定員適正化計画との整合性にも留意します。

民間活力導入の視点

視点1 行政資源の重点配分

民間活力の導入により、市の限られた行政資源を効率的に活用し、市が直接実施しなくてはならない分野に重点配分し、市民ニーズへの迅速、的確な対応を図る。

視点2 官民の役割の見直しによる市民満足の向上

行政が担うべき役割は何であるかを十分に検討し捉えた上で、民間が実施主体として役割を担うべきもの、担うことが十分に可能なものについては、行政は極力撤退し、積極的に民間に委ねていく。

これにより、民間の有する専門性や機動性、ノウハウを活かし、より質の高いサービスを低いコストで提供することが可能になり、結果として市民満足の向上を図ることができる。

視点3 協働によるまちづくりの推進

子育て、介護、教育などマンパワーを必要とする様々な分野において、新しい公共の担い手として、NPO、市民団体、ボランティア団体などの参加を促し、自治意識の高揚を図りながら、協働によるまちづくりを推進する。

3. 事務事業の総点検の実施と導入手順

民間活力の導入に際しては、事務事業全般にわたって、幅広く点検を実施し、行政が担うべき領域について検討を行います。

事務事業の点検を進めるにあたっては、行政サービスの提供や事務事業の効率化について、所管課において、行政評価の結果に留意しつつ「そもそも行政が行わなければならない事務事業であるのか」についての検討を含め、臨時職員の活用、NPO・ボランティア団体などの市民団体との協働など、様々な角度から検討、点検を行い、積極的に民間活力の導入の可能性を探っていくこととします。その際、行政が直接担当しなくてはならない事務事業の範囲は、概ね次のとおりとします。

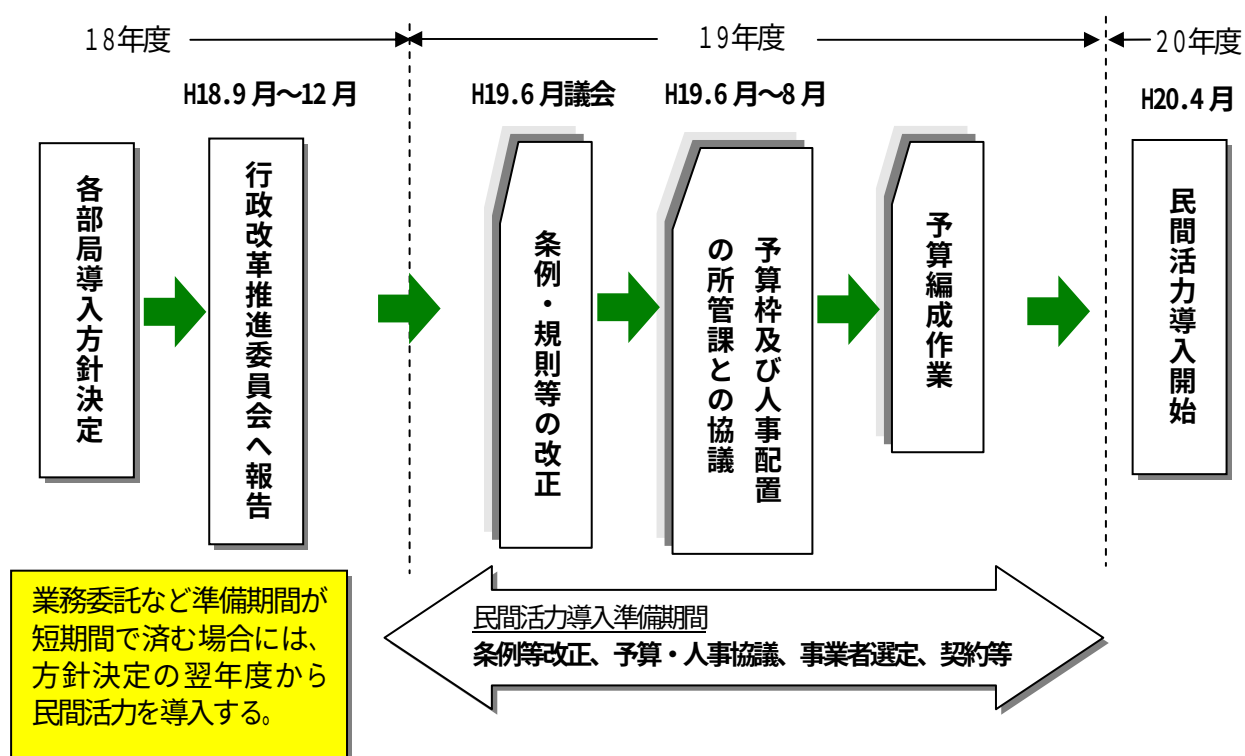
◆行政の守備範囲

- (1) 法令の規定等により、市が直接実施しなければならない分野
- (2) 許認可等の公権力の行使にあたる分野
- (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定などのうち、行政自らが判断する必要がある分野
- (4) 公正性、公平性の確保、個人情報の保護が特に必要であり、行政自ら実施すべき分野

この総点検は、その施設や事務事業の所管部局において毎年行い、その結果を行政改革推進委員会に報告するとともに、工程表の見直し結果を公表していくものとします。

導入手順の一例

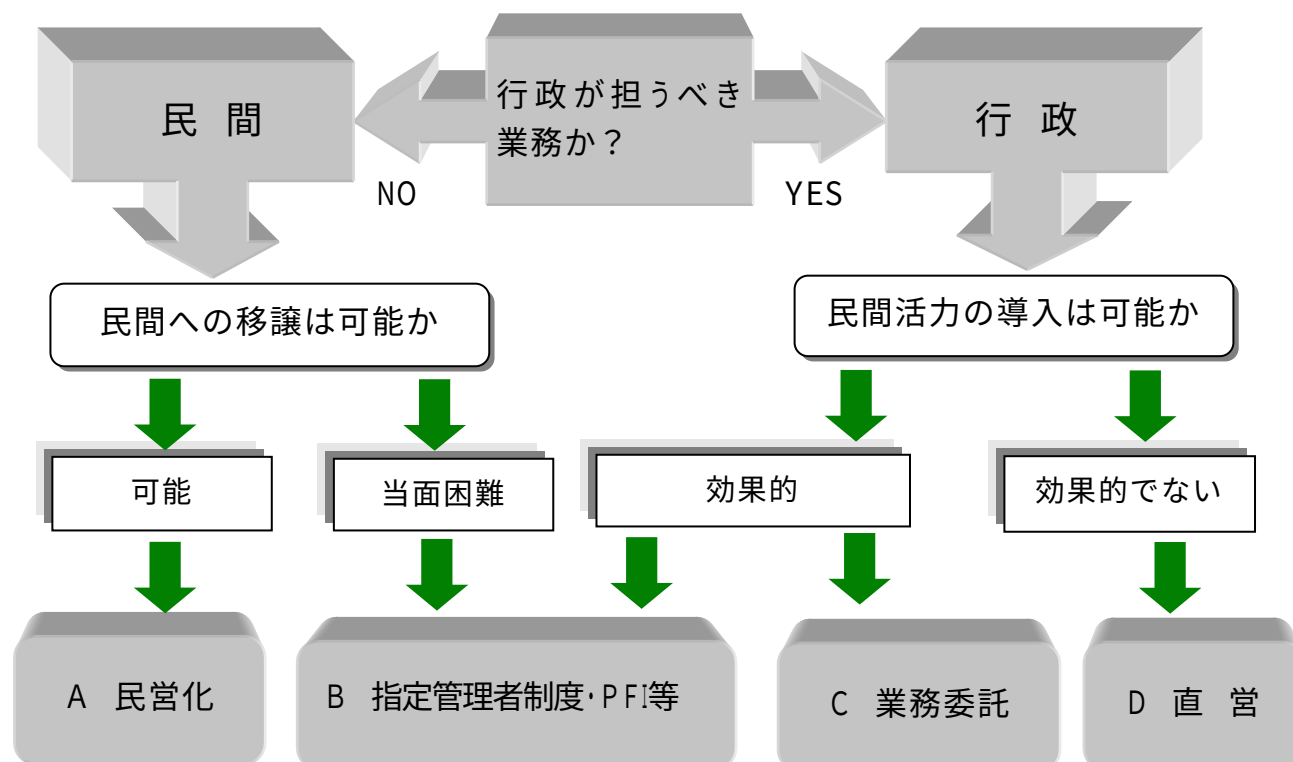
指定管理者制度の導入や一連の業務を民間委託する際に、各部が検討し、方針決定から実際に民間に業務を任せるまでの手続きの一例を、平成 20 年 4 月から民間活力を導入する場合のスケジュールとして以下に示します。ただし、改革を加速するために、できる限り準備期間を圧縮することに努力します。



4. 民間活力導入の推進にあたっての留意点

(1) 手法の適切な選択

民間活力の導入の推進にあたっては、行政の守備範囲の考え方に基づき、以下の判断基準で手法を選択していくものとします。



A 民営化 民間の役割に委ねる分野からの撤退、民間移譲

民間活力導入の基本的な考え方等に基づき、適切な受け皿の有無や市場の形成、成熟度などを見極め、サービスの安定供給や妥当なコスト水準の確保にも留意しながら民営化を推進します。特に、次に示す内容のものについては、民間移譲を検討し、実施することとします。

◆特に、民間への移譲（民営化）を検討、実施するもの

- ① 法令等の改正や住民ニーズ等の変化により、行政自らが実施主体となる必要性がなくなっているもの、または薄れてしまっているもの
- ② 民間市場が形成されており、行政がサービス提供主体から撤退しても十分なサービスの量や質が維持、確保されるもの

なお、民営化の対象となる業務や施設の選択にあたっては、行政評価システムの結果の活用や、行政改革推進委員会での審議により、目的、効果、手法の妥当性など幅広い視点から検討し、その検討内容と結果を公表していくこととします。

B 指定管理者制度、C 業務委託 行政が担うべき業務に係る民間活力の活用

民間活力導入の基本的な考え方等に基づき、行政の役割に係る分野の業務であっても、職員が自ら行うよりも民間活力の活用がより有効な業務については、行政責任の確保を前提として、民間活力の導入方法を検討し、積極的に活用していくこととします。

(2) 効果的な契約方法の研究

業務委託や指定管理者制度の活用においても、市としての行政責任を果たす必要があることから、契約や協定の締結にあたって、双方の責任の範囲を予め明確にしておくとともに、契約等の履行過程において市の管理監督が十分に働くように留意するものとします。

また、仕様書、契約書等において、達成すべきサービス水準をできる限り具体的に明記し、サービス水準の確保に努めることとします。

特に、個人情報の保護の担保については、明確に規定することとします。

(3) 業務の適切な管理と効果の検証

業務委託等の手法においては、サービス実施の責任は、第一義的に市が負うものであるため、リスク分担や効果の検証・評価などにも十分に留意して、委託業務や委託先業者を管理していきます。業務委託後の公共施設等の維持管理や個別の事務事業のあり方については、目的にかなった管理運営がなされているか、サービスの質やコストの妥当性など、その効果について報告書の提出を求めることや行政評価システムによる検証を行うなど、定期的にモニタリング（調査、確認等）していくものとします。

(4) 取り組みの推進にあたって

この指針は、平成18年度から平成22年度までの5年間に取り組むべき内容を示したもので、具体的な取り組み事項は、「工程表」として計画しています。

なお、「工程表」の取り組みは、別に定める「定員適正化計画」との整合性を図りながら作成していますが、昨今の制度改正や規制緩和のサイクルが急であることから、毎年度、3頁の「3. 事務事業の総点検の実施」において見直しを行うこととします。

また、工程表の進行管理は、行政改革推進委員会及び行政改革懇話会が行い、その進行状況、評価内容及び見直し結果は公表することとします。

5. 民間活力導入の方法

民間活力の導入については、以下の4つの方法を基本とし、業務内容や手法の特性に応じて、どの方法が適切か検討します。

(1) 業務委託

市が行政責任を果たす上で必要な監督権等を留保した上で、市が行う事務事業の全部または一部を、民間企業や外部の団体、個人等に委託すること

(2) 指定管理者制度

市が行う公の施設の管理について、市の指定を受けた法人その他の団体が、指定管理者として代行して公の施設の管理を行うこと

(3) 民営化

市が行っている事務事業の全部または一部の実施主体を、全面的に民間に移行すること

(4) PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、運営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に実施することで、公共サービスの向上やコストの削減を図る手法のこと

1 業務委託

業務委託とは、市がその権限に属する事務事業等を直接は実施せず、他の機関や特定の者に行わせることで、本来、市が直接遂行すべき業務を直営で処理するのではなく、行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保したうえで、民間企業や市民団体などの諸団体または個人にその事務処理を委ねることをいう。

【業務委託に適する分野】

- ① 定型的な事務事業
- ② 業務形態が時期的に集中するもの
- ③ 専門的な知識・技術設備等を必要とするもの
- ④ イベントなど効果的な運営が期待できるもの
- ⑤ 同種の業務を行う民間の事業主体があるなど、効率的な執行が期待できるもの

【業務委託の判断基準】

- ① 住民サービスが維持または向上するか。
- ② 人件費等の経費の節減に繋がるか。
- ③ 事務処理の効率性が向上するか。
- ④ 外部の専門的な知識や技術の活用が図れるか。
- ⑤ 行政責任が確保でき住民の理解が得られるか。
- ⑥ 法令に適合しているか。

【業務委託のメリット】

- ① 財源の有効活用
受託者の弾力的な経営手法の活用により直営に比べて経費の縮小が期待できる。
- ② 事務処理の効率化
夜間・早朝の不規則の勤務など一般的な公務員の勤務形態になじまない業務や、短期的に多くの事務量を処理する必要がある場合など、勤務実態に応じた効果的な事務処理が可能になる。
- ③ 事務の高度化
市の有する情報、知識、技術だけでは目的の達成が困難な業務に対し、高度な技術を持つ専門業者に委ねることにより事務処理が迅速かつ的確に遂行されることが期待できる。

【業務委託の留意事項】

- ① 民間企業等の状況把握
民間委託の相手となる企業等の把握・発掘に努めるとともに、その技術水準など業務遂行能力に留意する。
- ② サービス水準の確保
達成すべきサービス水準をできる限り具体的に仕様書に明記し、サービス水準の確保に努めること。
- ③ 責任の明確化
市の行政責任を果たす必要があることから、契約に際しては、市と委託先の責任の範囲をあらかじめ明記しておくとともに、契約の履行過程において、市の管理監督が十分に働くように留意すること。ただし、過度の干渉により委託先の努力を阻害することがないように留意すること。
- ④ 守秘義務・個人情報保護
機密の保持等が必要な事務事業については、機密保持が担保されるよう契約書において明確化すること。また、個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護のために必要な措置について、契約書に規定すること。
- ⑤ 競争性・透明性・公平性の確保
委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性をもった手続きをとること。
- ⑥ 余剰人員の取扱い
業務委託を行っても、それに携る職員が減少しなければ委託分の経費が単純に増加するだけであるので、人事配置の再考や退職者不補充と併せて、計画的（中長期的な取り組みが必要）に行うことが必要である。
また、業務執行上の責任は委託者にあるので、契約業務や指導監督業務が発生する可能性があることに留意すること。

【業務委託時の注意点】

- ① 経費節減が見込みどおりにならない。
委託か直営を選択する際に、経費の算定を誤ることがある。
- ② 初回の契約時は割安でも回を重ねるごとに契約金額が高くなる場合がある。
- ③ 委託業者のノウハウの蓄積により代替業者が見当たらなくなる。
業務委託を丸投げすることにより、職員の知識、能力が低下する恐れがある。

2 指定管理者制度

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、これまで出資団体や公共的団体等にしか認められていなかった公の施設の管理について、幅広く民間事業者やNPO法人などの団体に管理代行させることができる制度である。

多様化する市民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としている。

なお、本市における指定管理者制度の導入に際しての取り扱いは、「指定管理者制度の実施に関する指針」に詳しく規定してあるので参照のこと。

【市のホームページより参照可能】

3 民 営 化

民営化とは「民間でできるものは民間に」という原則に基づき、市民サービスや各種事務事業を民間事業者に移譲すること。運営に際しては、次の形態が想定される。

- ① **公設民営方式** 行政が建設した施設を民間事業者が独立採算制を基本に運営する。
- ② **民設民営方式** 行政が用地を提供し民間事業者がその土地の上に施設を建設し、管理運営を行う。

【民営化に適する分野】

行政によるサービスの提供は、様々な制約や均一なサービス提供が求められるなど、一般的に特色のない平均的なものとなりがちである。そのために、サービスの利用者である市民の多様なニーズに応じきれない場合がある。

また、ニーズの多いサービスの場合、行政がサービスの提供を続けると、コストが嵩み、結果として市民負担が増大する場合がある。

こうした多様なニーズに対しては、民営方式を導入することで、行政で行うよりも、柔軟かつ効率的な運営が期待できる。

具体的には、次のような分野への導入が考えられる。

- ① 法令等の改正により行政が主体となっていく必要がないか、または減少しているもの。
- ② 民間によって、市が実施するのと同様、あるいは、それ以上のサービスの提供が得られるもの。
- ③ 市民の需要が多く、民間の経営努力により採算がとれると見込まれるもの。
- ④ 行政の事務事業を廃止または縮小することにより、民間によるサービスの拡大が期待できるもの。

【民営化の判断基準】

- ① 需要が多くあるか。
- ② 需要が発生する確実性が高いか。
- ③ 同一サービスを提供する民間事業主体が多いか。
- ④ 受益者負担を求めることができるか。
- ⑤ 民営化にあたって法令上の制約がないか。

【民営化のメリット】

- ① 行政部門をスリム化できる。
- ② 地域住民のニーズに柔軟に対応することが期待できる。
- ③ 専門的なノウハウ（技術・知識）の蓄積、サービスの質の向上が期待できる。
- ④ 事業活動の活性化により税収の増加につながる。

【民営化の留意事項】

民営化を実施するに際しては、業務をただ丸投げするだけではなく、選考委員会などを設置し、サービス内容についてのプロポーザル（提案）を行うなど、事業者の業務遂行能力や執行体制などの適正について検討することが必要である。

また、民営化後においても、評価委員会などによる十分な監視、指導を行うことが必要である。

【民営化時の注意点】

- ① 民営化に向けての準備検討段階と移行時にコストがかかる。
- ② 議会や市民、あるいは職員への説明・理解に時間と労力が必要。
- ③ 経営が順調でない場合、事業の縮小や撤退も考えられる。
- ④ 計画的な移行を行わないと行政部門に余剰人員が生ずることがある。
- ⑤ 必ずしも住民負担が軽くない恐れがある。

4 P F I

P F I（Private Finance Initiative）とは、従来、地方公共団体が自ら行ってきた公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行い、地方公共団体が直接実施するより効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法である。

P F I手法の導入により、①低廉かつ良質な公共サービスの提供、②官民の新たな役割の形成、③民間の事業機会の創出、④財政負担の平準化などの効果が期待できる。

P F Iを活用するにあたっては、情報や実務的なノウハウの集積に努めるとともに、今後、P F Iの特徴を活かし、一層効率的、効果的な事業実施が期待できる事業について、調査、研究を進め、導入を検討し推進する。

なお、本市におけるP F Iの導入に際しての取り扱いは、「P F I導入指針」に詳しく規定してあるので参照のこと。

【市のホームページより参照可能】

6. 民間活力導入工程表

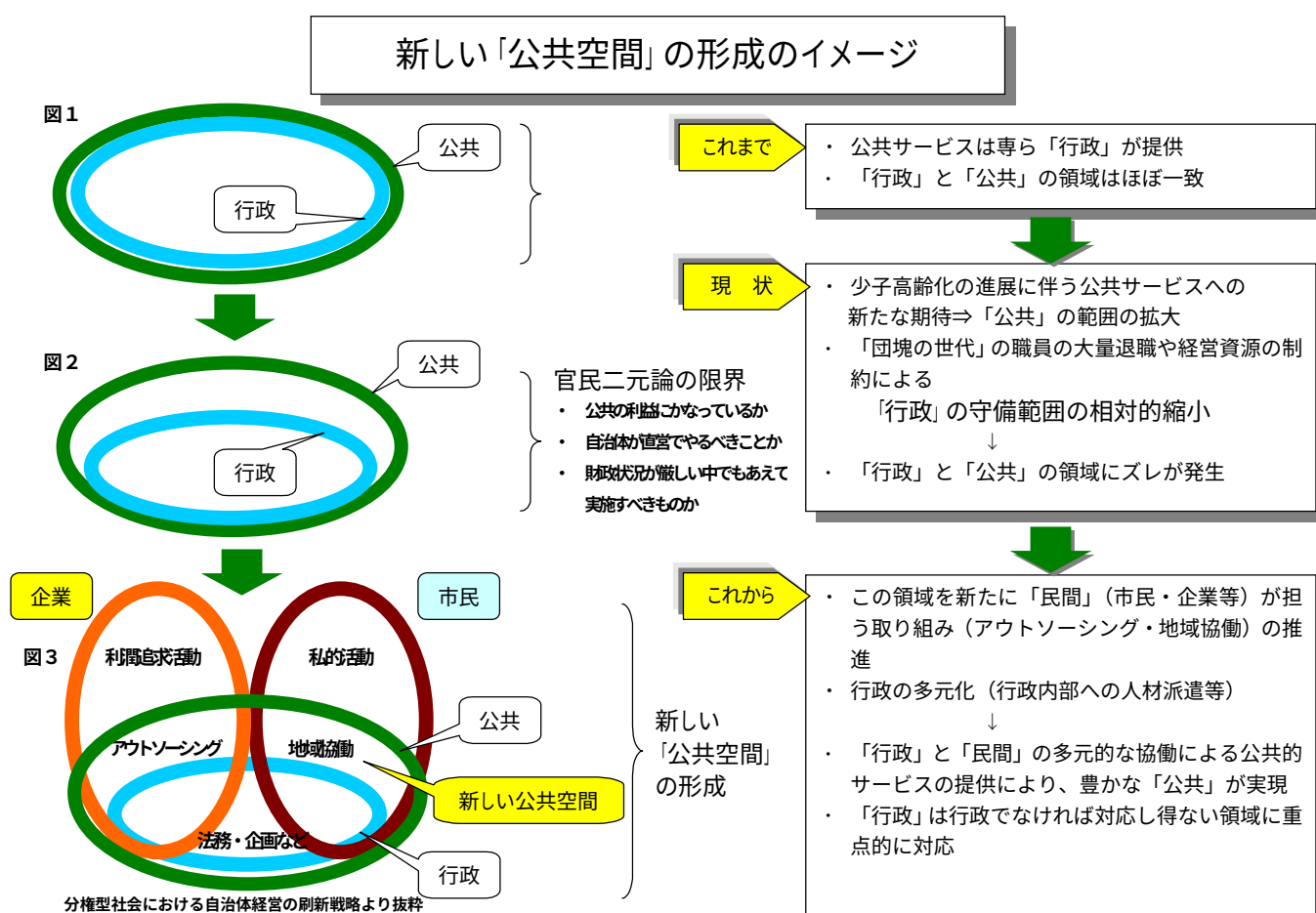
以下、平成18年度から平成22年度までの、民間活力導入の取り組みを「工程表」として添付しました。

この「工程表」は、「Ⅰ. 施設管理等における民間活力導入」及び「Ⅱ. 業務運営における民間活力導入」の2部構成となっており、更に、「Ⅰ. 施設管理における民間活力導入」を「指定管理者制度に移行する施設」と「その他の手法により民間活力導入を進める施設」に分けて記載してあります。

また、参考資料として、公の施設一覧表を添付してあります。

なお、本計画は指針策定時点の状況を踏まえた設定であり、毎年度、本指針に基づく総点検を行い、その結果、民間活力の導入方針が決定した場合には、工程表に追加・変更をしていくこととします。

*1 新しい公共空間



民間活力導入指針 工 程 表

平成 1 8 年度～平成 2 2 年度

I . 施設管理等における民間活力導入工程表	1
(1) 指定管理者制度に移行する施設	1
①平成 1 8 年 4 月 1 日から指定管理者制度に移行	1
②平成 1 9 年度以降に指定管理者制度に移行	2
(2) その他の手法により民間活力導入を進める施設	4
(3) 民間活力の早期導入に向け検討している施設	4
II . 業務運営等における民間活力導入工程表	5

平成 1 8 年 3 月現在

Ⅰ. 施設管理等における民間活力導入工程表

(1) 指定管理者制度に移行する施設

① 平成18年4月1日から指定管理者制度に移行【17年12月議会で指定の議決済】

1	養護老人ホーム白鷺園	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		実施				
所管課	高齢社会対策課					
概要 方法・効果等	平成18年度から併設の白鷺園デイ・サービスセンターの指定管理者制度導入にあわせて指定管理者制度に移行する。 これにより、夜間の管理体制の強化や健康相談の充実など、これまで以上のサービスの提供が実施できる。					

2	デイ・サービスセンター	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		実施				
所管課	高齢社会対策課					
概要 方法・効果等	平成18年度に、これまでの管理委託制度が廃止されることから、白鷺園及び東部の両デイ・サービスセンターを指定管理者制度に移行する。					

3	高齢者福祉センター芙蓉園	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		実施				
所管課	高齢社会対策課					
概要 方法・効果等	平成18年度から併設の東部デイ・サービスセンターの指定管理者制度導入にあわせて指定管理者制度に移行する。					

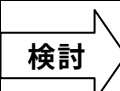
4	地域福祉センターいずみの家	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		実施				
所管課	総合福祉センター					
概要 方法・効果等	平成18年度に、これまでの管理委託制度が廃止されることから、総合福祉センター内の地域福祉センターいずみの家を指定管理者制度に移行する。					

5	コミュニティセンター 生涯学習地区センター	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
						
所管課	社会教育課					
概要 方法・効果等	平成18年度に、これまでの管理委託制度が廃止されることから、谷津、東部の両コミュニティセンター及び生涯学習地区センターゆうゆう館を指定管理者制度に移行する。					

6	スポーツ施設 (袖ヶ浦体育館など9施設)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
						
所管課	生涯スポーツ課					
概要 方法・効果等	平成18年度に、これまでの管理委託制度が廃止されることから、袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、実花水泳プール、秋津サッカー場、秋津野球場及び中央公園パークゴルフ場の9施設を一括で指定管理者制度に移行する。					

7	茜浜パークゴルフ場【新設】	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
						
所管課	生涯スポーツ課					
概要 方法・効果等	平成18年度に新設される茜浜パークゴルフ場の管理運営を、利用料金制による指定管理者制度とする。 このことにより、管理運営経費の縮減と民間のアイデアによる利用者の拡大、サービスの向上を目指す。					

② 平成19年度以降に指定管理者制度に移行する施設

8	谷津干潟自然観察センター	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
						
所管課	自然観察センター					
概要 方法・効果等	民間のノウハウの活用、利用者サービスの向上などの効果が見込まれることから、谷津干潟保全事業、湿地交流事業など指定管理者制度になじまない事業等の整理を行ったうえで、平成19年度から指定管理者制度に移行することとする。					

9	谷津バラ園（谷津公園含む）	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		検討・準備		実施		
所管課	公園緑地課					
概要 方法・効果等	現行でも管理は委託で行っていることから、経費節減が図られているが、民間活力を導入することで、施設の付加価値が高まり、利用者数の拡大等も想定されることから、十分に効果等を研究・検討し、平成20年度から指定管理者制度に移行することとする。					

10	老人福祉センターさくらの家	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		検討・準備			実施	
所管課	総合福祉センター					
概要 方法・効果等	総合福祉センター第2期棟内に併設する「いずみの家」が平成18年度から指定管理者制度に移行することから、効率的な施設の管理運営を進めるため、次回の指定となる平成21年度に向けて課題を整理、検討し、平成21年度から指定管理者制度に移行する。					

11	知的障害者通所授産施設花の実園 身体障害者福祉センター希望の家	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		検討・準備			実施	
所管課	障害福祉課・花の実園					
概要 方法・効果等	総合福祉センター第2期棟を平成21年度から指定管理者制度に移行する予定であることから、総合福祉センターの効率的な管理運営を進めるため、課題、問題点を整理し、平成21年度から指定管理者制度に移行する。					

(2) その他の手法により民間活力導入を進める施設

1 2	津田沼浄化センター	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
所管課	津田沼浄化センター・下水道課	検討・準備			実施	
概 要 方法・効果等	現在も運転業務を民間委託しているが、施設の改修、下水処理の高度化などの課題を整理しつつ、平成21年度からの包括民間委託への移行を検討、準備し、実施する。					

13	図書館	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		検討・準備		実施	検討	
所管課	大久保図書館					
概要 方法・効果等	現在、臨時職員及びパート職員で対応している業務について、平成20年度から一部民間委託化を実施するとともに、その後、指定管理者制度への移行を目指し、図書館運営上の問題点、課題等を研究・検討する。 これらの取り組みにより、正規職員が減少していく中での開館時間の延長、毎日開館やレファレンスサービスの充実などの利用者サービスの拡大を図っていく。					

(3) 民間活力の早期導入に向け検討している施設等

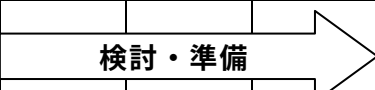
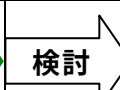
- ◆ 上記の各施設に加えて、幼稚園、保育所については、民間活力を早期に導入すべく、現在検討を進めています。
- ◆ なお、参考資料として添付した公の施設については、小・中学校など、個別法の規定などにより指定管理者制度に移行ができない施設を除き、平成18年度中に、指定管理者制度の導入の有無やその時期を検討し、その結果を、本工程表の見直し作業の中で決定し、18年度中に公表します。

Ⅱ．業務運営等における民間活力導入工程表

14	ごみ収集業務	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		順次実施 				
所管課	業務課					
概要 方法・効果等	直営で行っているごみ収集委託について、退職者の状況を考慮し、平成 18 年度は委託車両を 1 台増するとともに、その後も計画的に委託化を進める。					

15	市民農園管理運営業務	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		検討 	実施 			
所管課	農政課					
概要 方法・効果等	「特定農地貸付法」の一部改正を受け、これまで市が借り上げ管理していた市民農園について、農業者、農業協同組合等との連携により、農地所有者による市民農園の貸出しを実現する。					

16	東習志野こども園給食調理業務	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		実施 				
所管課	こども保育課					
概要 方法・効果等	こども園の給食調理業務を民間委託により実施する。					

17	学校給食調理業務	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		検討・準備 			実施 	検討 
所管課	学校教育課					
概要 方法・効果等	給食の自校化にあわせ、給食調理業務を民間に委託する。現在、中学校 7 校中、第一中学校のみが給食センターから配送を受けているが、平成 20 年度に給食調理場を整備し、平成 21 年度に調理業務を委託する。その後、給食センターの第 2 調理場を廃止する方向で検討を進める。					

習志野市の公の施設の状況

【1. 既存施設】

※本表は、公の施設への指定管理者制度の導入状況を示すものであり、●が無い施設については今後検討していく。

施設名	施設数	現在、管理委託制度により管理している施設	個別法などにより指定管理者を導入しない施設	18年度から指定管理者を導入する施設
コミュニティセンター	2			
習志野市谷津コミュニティセンター		●		●
習志野市東習志野コミュニティセンター		●		●
生涯学習地区センター	1			
習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館		●		●
公民館	7			
習志野市菊田公民館				
習志野市大久保公民館				
習志野市屋敷公民館				
習志野市実花公民館				
習志野市袖ヶ浦公民館				
習志野市谷津公民館				
習志野市新習志野公民館				
図書館	5			
習志野市立大久保図書館				
習志野市立東習志野図書館				
習志野市立新習志野図書館				
習志野市立藤崎図書館				
習志野市立谷津図書館				
青年館	1			
藤崎青年館				
市民会館	1			
習志野市民会館				
総合教育センター	1			
習志野市総合教育センター				
青少年センター	1			
習志野市青少年センター				
少年自然の家	1			
習志野市立鹿野山少年自然の家				
青年の家	1			
習志野市立富士吉田青年の家				
こども会館	1			
習志野市あづまこども会館				
スポーツ施設	10			
習志野市袖ヶ浦体育館		●		●
習志野市立富士吉田体育館				
習志野市東部体育館		●		●
習志野市袖ヶ浦テニスコート		●		●
習志野市実花テニスコート		●		●
習志野市秋津テニスコート		●		●
習志野市実花水泳プール		●		●
習志野市秋津サッカー場		●		●
習志野市秋津野球場		●		●
習志野市中央公園パークゴルフ場		●		●
総合福祉センター	7			
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する知的障害児通園施設 あかしあ学園				
児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児通園施設 あじさい学園				
言語の機能の障害(以下「言語障害」という。)のある幼児を治療することを目的とする幼児言語療法施設 ひまわり学園				
老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7に規定する老人福祉センター さくらの家				
地域福祉活動の推進を図ることを目的とする地域福祉センター いずみの家		●		●
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条の2に規定する身体障害者福祉センター 希望の家				
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の7に規定する知的障害者通所授産施設 花の実園				

習志野市の公の施設の状況

【1. 既存施設】

※本表は、公の施設への指定管理者制度の導入状況を示すものであり、●が無い施設については今後検討していく。

施設名	施設数	現在、管理委託制度により管理している施設	個別法などにより指定管理者を導入しない施設	18年度から指定管理者を導入する施設
こどもセンター	1			
習志野市こどもセンター				
保育所	14			
習志野市立菊田保育所				
習志野市立大久保保育所				
習志野市立若松保育所				
習志野市立藤崎保育所				
習志野市立谷津保育所				
習志野市立東習志野保育所				
習志野市立袖ヶ浦保育所				
習志野市立本大久保保育所				
習志野市立大久保第二保育所				
習志野市立袖ヶ浦第二保育所				
習志野市立本大久保第二保育所				
習志野市立菊田第二保育所				
習志野市立秋津保育所				
習志野市立谷津南保育所				
養護老人ホーム	1			
習志野市立養護老人ホーム 白鷺園				●
デイ・サービスセンター	2			
習志野市立白鷺園デイ・サービスセンター		●		●
習志野市立東部デイ・サービスセンター		●		●
東部保健福祉センター	1			
老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7に規定する老人福祉センター 習志野市高齢者福祉センター芙蓉園		●		●
保健会館	1			
習志野市保健会館				
急病診療所	1			
習志野市急病診療所				
休日急病歯科診療所	1			
習志野市休日急病歯科診療所				
霊園・霊堂	2			
習志野市海浜霊園				
習志野市鷺沼霊堂				
リサイクルプラザ	1			
習志野市リサイクルプラザ				
勤労会館	1			
習志野市勤労会館				
都市公園	3			
谷津公園(谷津バラ園)				
習志野緑地(谷津干潟自然観察センター)				
その他の都市公園				
市営住宅	8			
泉団地				
東習志野団地				
鷺沼団地				
鷺沼台団地				
香澄団地				
屋敷団地				
香澄団地駐車場				
屋敷団地駐車場				

習志野市の公の施設の状況

【1. 既存施設】

※本表は、公の施設への指定管理者制度の導入状況を示すものであり、●が無い施設については今後検討していく。

施設名		施設数	現在、管理委託制度により管理している施設	個別法などにより指定管理者を導入しない施設	18年度から指定管理者を導入する施設
小学校		16			
	習志野市立津田沼小学校			●	
	習志野市立大久保小学校			●	
	習志野市立谷津小学校			●	
	習志野市立鷺沼小学校			●	
	習志野市立実籾小学校			●	
	習志野市立大久保東小学校			●	
	習志野市立袖ヶ浦西小学校			●	
	習志野市立東習志野小学校			●	
	習志野市立袖ヶ浦東小学校			●	
	習志野市立屋敷小学校			●	
	習志野市立藤崎小学校			●	
	習志野市立実花小学校			●	
	習志野市立向山小学校			●	
	習志野市立秋津小学校			●	
	習志野市立香澄小学校			●	
	習志野市立谷津南小学校			●	
中学校		7			
	習志野市立第一中学校			●	
	習志野市立第二中学校			●	
	習志野市立第三中学校			●	
	習志野市立第四中学校			●	
	習志野市立第五中学校			●	
	習志野市立第六中学校			●	
	習志野市立第七中学校			●	
高等学校		1			
	習志野市立習志野高等学校			●	
幼稚園		15			
	習志野市立杉の子幼稚園			●	
	習志野市立つくし幼稚園			●	
	習志野市立東習志野幼稚園			●	
	習志野市立谷津幼稚園			●	
	習志野市立津田沼幼稚園			●	
	習志野市立袖ヶ浦東幼稚園			●	
	習志野市立屋敷幼稚園			●	
	習志野市立藤崎幼稚園			●	
	習志野市立大久保東幼稚園			●	
	習志野市立向山幼稚園			●	
	習志野市立新栄幼稚園			●	
	習志野市立袖ヶ浦西幼稚園			●	
	習志野市立秋津幼稚園			●	
	習志野市立香澄幼稚園			●	
	習志野市立実花幼稚園			●	
計		115	16	39	17

【2. 新設施設】

施設名		施設数	状況
スポーツ施設		1	
	習志野市茜浜パークゴルフ場		現在工事中 ●